学校法人西南学院

求職者向け

求職者・インターン参加者・実習生の皆さまへ

求職者等へのセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針

【2026 年 10 月 1 日施行　改正男女雇用機会均等法対応】

学校法人西南学院(以下「学院」)は、採用面接・就職説明会・インターンシップ・教育実習等の場(以下「求職活動等」)において、求職者等(応募者・インターン参加者・実習生等)が安心して活動できる、公正かつ安全な環境を確保するため、次のとおり方針を定めます。

1.　求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの定義

求職者等に対するセクシュアルハラスメント(以下「求職者等セクハラ」)とは、学院側の優越的な立場を背景にした不適切な言動により、応募者や学生の求職活動環境が害されることをいいます。

2.　対象範囲と行為例

	具体的な範囲
求職者等	・学院の求人に応募する者 ・学院が実施する採用に資する活動に参加する者 ・教育実習、看護実習などの実習を受ける者
求職活動等	求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業選択に資する活動 ※ オンライン上で行われるものや、学院の施設外で行われるものも含む 例）採用面接・就職説明会・OB・OG 訪問・インターンシップ・実習の受講
労働者	雇用形態を問わず、本学院が雇用するすべての教職員(役員を含む)

■ 求職者等セクハラ行為の例

- 採用選考に影響することを示唆して、交際、食事、性的な関係等を求めること。
- 採用活動において、応募者等の容姿、身体的特徴、恋愛、結婚、妊娠・出産、性的指向・性自認、性的経験等に関する発言や質問をすること。
- 採用活動に必要な範囲を超えた私的な連絡をすること。
- 教職員から、個人的な SNS アカウント・私用メール・私用電話番号等による連絡を求めること。
- 面接又は面談を名目として、夜間、飲酒を伴う場所、ホテル、密室その他応募者等が拒否しにくい場所で会うことを求めること。
- 面接終了後や採用活動外に、個人的な飲食、交際、旅行等へ誘うこと。

※ 対面、オンライン、SNS 等、手段や場所を問わず対象となります。

※ 同性間の言動や、性的指向・性自認にかかわらず対象となります。

学校法人西南学院

3.　学院の取り組み

■ 基本方針の明確化および遵守事項の周知

学院は、すべての教職員等に対し、求職者等セクハラを行ってはならない旨の基本方針および求職活動等における遵守事項を周知します。

■ 厳正な対処

求職者等セクハラに該当する行為が確認された場合は、**『西南学院ハラスメント防止・対策に関する規程』**その他関係規程に基づき、行為者に対して厳正に対処します。

■ 相談窓口の設置

求職者等セクハラに関する相談は、次の窓口で受け付けます。

(1) ハラスメント相談員（本学院に在籍または在職する求職者等に限ります）

↓ハラスメント相談員はこちらからご確認ください

https://www.seinan-gu.ac.jp/introduction/public_information/harassment.html

(2) 総務部人事課　(TEL：092-823-3217　MAIL：per-son@seinan-gu.ac.jp)

(3) 【外部相談窓口】福岡労働局 雇用環境・均等部　(TEL：092-411-4894)

■ プライバシーの保護

相談者、行為者とされた者、事実確認に協力した者その他の関係者のプライバシーを保護します。相談内容や個人情報は、事案への対応に必要な範囲を超えて他の者に開示しません。事実関係の確認等のために情報共有が必要な場合は、相談者の意向を確認のうえ、必要最小限の関係者に共有します。

■ 不利益取扱いの禁止

求職者等が相談・申出を行ったこと、事実関係の確認に協力したことを理由として、採用選考の合否、内定、実習・インターンシップの評価等において、不利益な取扱いを行うことはありません。

■ その他

- 相談・申出があった場合は、関係者のプライバシーに配慮しながら、事実関係を迅速かつ正確に確認します。
- 事実が確認された場合は、相談者への必要な配慮、行為者への対応および再発防止措置を講じます。
- その他ハラスメント(アカハラ、パワハラ等)を受けた場合も上記相談窓口までご相談ください。

求職者等セクハラに関する相談がある場合は、おひとりで悩まず、上記の相談窓口へご相談ください。

以上

【お問い合わせ先】
学校法人 西南学院　総務部人事課（TEL：092-823-3734）